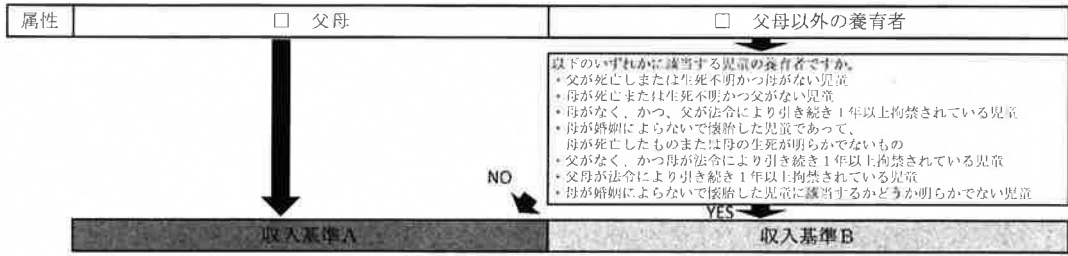


④要件に該当するか確認してください。
 (1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童の氏名を御記入ください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方			
フリガナ	氏名	該当する場合は☆または○		フリガナ	氏名	該当する場合は○	
		16歳以上23歳未満の親族(◎)	70歳以上の親族、配偶者(○)			70歳以上(孤児者以外)の親族	
1				1			
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

(3) (2) で御記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。			(2) の人数にチェックしてください。		
	人数	収入基準額		人数	収入基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	0人	3,114,000円	<input checked="" type="checkbox"/>	0人	3,725,000円
<input type="checkbox"/>	1人	3,650,000円	<input type="checkbox"/>	1人	4,200,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,125,000円	<input type="checkbox"/>	2人	4,675,000円
<input type="checkbox"/>	3人	4,600,000円	<input type="checkbox"/>	3人	5,150,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,075,000円	<input type="checkbox"/>	4人	5,625,000円
<input type="checkbox"/>	5人	5,550,000円	<input type="checkbox"/>	5人	6,100,000円
<input type="checkbox"/>	大	円	<input type="checkbox"/>	大	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額を御記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額 _____ 円 ii (2) の◎の数×150,000円 _____ 円 iii (2) の○の数×100,000円 _____ 円 収入基準額 (i + ii + iii) _____ 円 年間収入見込額 (表面の◎) _____ 円	i (3) で選択した基準額 _____ 円 ii (2) の○の数×60,000円 _____ 円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算) 収入基準額 (i + ii) _____ 円 年間収入見込額 (表面の◎) _____ 円
---	--

→【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 申請者氏名 _____

簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）
【家計急変者】

○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」と一緒に御提出ください。
○下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者と生計を同じくする方の属性にチェック（☑）の上、名前を御記入ください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者
氏名

②令和2年2月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

令和 年 月		注意事項	
収入内訳	給与収入【a】		※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【b】		※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【c】		※公的年金収入がある場合に御記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
	収入合計額【a + b + c】		※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。 ×12

③②の収入合計額を12倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額

④①の方が生計を同じくし養っている親族の氏名を御記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○			フリガナ 氏名	該当する場合は○	
		70歳以上（配偶者以外） の親族				70歳以上（配偶者以外） の親族	
1				4			
2				5			
3				6			

⑤④で御記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額		【要件チェック】	
✓	人数			i	左側で選択した基準額
	0人	3,725,000円			
	1人	4,200,000円		ii	④の○の数×60,000円
	2人	4,675,000円			(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)
	3人	5,150,000円			収入基準額 (i + ii)
	4人	5,625,000円			
	5人	6,100,000円			
	人	円			年間収入見込額 (③)

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに175,000円を加算した金額を御記入ください。

→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。
※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

(次ページに続きます。)

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____年 _____月 _____日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」の【要件2】または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③の金額を御記入ください。

年間収入見込額		円
---------	--	---

控除等

B Aの年間収入見込額のうち、養育費に係る控除の見込額（12か月分）

養育費を記入した方		円	※養育費の20%の金額を御記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。
-----------	--	---	--

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

給与収入を記入した方		円	※以下により控除額を計算の上、御記入ください。
給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+51万円		

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）

事業収入または不動産収入を記入した方		円	※Aを算出するための任意の1か月の事業または不動産収入のために要した経費の12か月相当額を御記入ください。 ※帳簿等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。
--------------------	--	---	--

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の見込額（12か月分）

年金収入を記入した方		円	※以下により控除額を計算の上、御記入ください。
公的年金等控除	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円 ④Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ⑤ " " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ⑥ " " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円		

F その他の控除

(控除名)	a		円	e		円
(控除名)	b		円	f		円
(控除名)	c		円	g		円
(控除名)	d		円	h		円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)			円			

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの順番または控除名を御記入ください。
※控除が4つ以上ある場合は、1つの控除名の欄に、2つの順番または控除名を御記入ください。

G 社会保険料相当額

	8 0 0 0 0	円	※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。
--	-----------	---	-------------------------

H 各控除等の控除後の年間所得見込額 A - (B + C + D + E + F + G)

年間所得見込額		円
---------	--	---

→扶養親族が1人以上の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準入の方

その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	1,920,000円
<input type="checkbox"/>	1人	2,300,000円
<input type="checkbox"/>	2人	2,680,000円
<input type="checkbox"/>	3人	3,060,000円
<input type="checkbox"/>	4人	3,440,000円
<input type="checkbox"/>	5人	3,820,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※0人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を超過した金額を記入してください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	2,360,000円
<input type="checkbox"/>	1人	2,740,000円
<input type="checkbox"/>	2人	3,120,000円
<input type="checkbox"/>	3人	3,500,000円
<input type="checkbox"/>	4人	3,880,000円
<input type="checkbox"/>	5人	4,260,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※0人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を超過した金額を記入してください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

V

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

V

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

→【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページのD欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____年 _____月 _____日

申請者氏名

扶養義務者氏名

(別添)

控除対象一覧表

控除できるもの

項番	控除名	控除できる場合	控除額
①	生活災害、盗難、横領にあつた方へ(生活を同じくする親族でも可)		支払額 (見込含む)
	雑損控除	令和2年中に申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする親族の方の住宅や家財などが災害、盗難または横領により損失した場合、その取り壊し費用や除去費用、原状回復費用などがあれば控除できます。(保険金で補填される金額は対象外です。)	
②	医療にかかっている方へ(生活を同じくする親族でも可)		支払額 (見込含む)
	医療費控除	令和2年中に申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする親族の方が医療費を支払った場合に、その医療費について控除できます。(保険金で補填される金額は対象外です。)	
③	小規模企業経営者、個人事業主で一定の掛金を払っている方やiDeCoに加入の方へ		支払額 (見込含む)
	小規模企業共済等掛金控除	令和2年中に申立書に記載のある方が、小規模企業の経営者などのための退職金制度である小規模共済掛金、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年金(iDeCo)などの掛金を支払った場合に、その掛金について控除できます。	
④	障害のある方や障害のある方と一緒に生活をしている方へ		27万円
	障害者控除	申請時点において、申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする配偶者や養っている親族が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているなどの一定の障害がある場合に控除できます。	
⑤	重い障害のある方や重い障害のある方と一緒に生活をしている方へ		40万円
	特別障害者控除	④のうち、一定の障害のある方が精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級と記載されている、身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されているなど、一定の障害の程度である場合は④の27万円ではなく、40万円の控除となります。	
⑥	ひとり親の方へ(児童の父または母以外)		27万円
	寡婦・寡夫控除	申請時点において、申立書に記載のある方(父、母を除く)のうち、寡婦または寡夫である場合に控除できます。	
⑦	養育者、配偶者または扶養義務者のうち、ひとり親のお母さんへ		35万円
	特別寡婦控除	⑥のうち、養っている子どもがいる寡婦の方について、⑥の27万円ではなく、35万円の控除となります。	
⑧	働きながら学校に通っている方へ		27万円
	勤労学生控除	申請時点において、申立書に記載のある方が、働きながら学校に通っている場合に控除できます。	
⑨	農産を営み、肉用牛を特定の市場で売却している方へ		支払額 (見込含む)
	肉用牛の売却による事業所得	令和2年中に申立書に記載のある方が農業を営んでおり、肉用牛のうち一定のものを特定の市場で売却した場合に控除できます。	

※ 上記の「控除名」の他に、被災者の雑損控除(個人事業主で青色申告を行っている方)、雑損失の繰越控除(前年以前に雑損控除をおこなっていた方)などができる場合があります。

(令和3年4月21日揭示済み)

草津市告示第178号

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月22日

草津市長 橋川 渉

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱(平成25年草津市告示第111号)の一部を次のように改正する。

第3条中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子ども未来部副部長(幼児担当)

付 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

(令和3年4月22日揭示済み)

草津市告示第179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月23日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
こばやし整形外科	草津市渋川一丁目2番26号 ザ・草津タワー202号	令和3年3月31日

(令和3年4月23日揭示済み)

草津市告示第180号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月23日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
こばやし整形外科	草津市渋川一丁目2番26号 ザ・草津タワー202号	令和3年3月31日

(令和3年4月23日揭示済み)

草津市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年4月23日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人健全会 こばやし整形外科	草津市渋川一丁目2番26号 ザ・草津タワー202号	令和3年4月1日

(令和3年4月23日揭示済み)

草津市告示第182号

令和3年度草津市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和3年度草津市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたと、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第7条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年4月27日

草津市長 橋川 渉

(令和3年4月27日揭示済み)

草津市告示第183号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月30日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 10件
 - (2) 固定資産税・都市計画税督促状 24件
 - (3) 国民健康保険税督促状 31件
 - (4) 差押調書（謄本） 3件
 - (5) 配当計算書（謄本） 9件
- 計77件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年5月7日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 用・県民税, 催告書送達・催告計画期, 国民健康保険税. Contains 31 entries of individuals and companies with their addresses and tax information.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 3 entries of individuals with their addresses and reference numbers.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 9 entries of individuals with their addresses and reference numbers.

(令和3年4月30日揭示済み)

草津市告示第184号

草津市長 橋川 渉

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和3年5月1日

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補

助金交付要綱（令和2年草津市告示第294号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第2条第1号に規定する者をいう。

第4条第1号中「令和2年10月15日から令和3年2月28日」を「令和3年5月17日から令和3年9月30日」に改め、同条第4号に次のただし書を加える。

ただし、障害者を介護する者が同行する場合は除く。

第5条第1項中「除く」を「含む」に改め、同条第2項中「子育て世帯」の右に「等」を加え、「または18歳未満の子ども」を「、18歳未満の子ども」に改め、「子どもがいる世帯に属する者」の右に「または障害者もしくはその障害者を介護する者」を加え、「除く」を「含む」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、本項の申請書の提出が2回目以降の場合であって、第2号、第3号、第4号または第5号に掲げる書類が既に提出したものと同一書類であるときは、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

第8条第3項中「令和2年11月2日から令和3年3月31日まで」を「令和3年6月1日から令和3年10月12日まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条第3項関係）

区分	補助金申請期間
第1期	令和3年6月1日～令和3年6月10日
第2期	令和3年7月1日～令和3年7月12日
第3期	令和3年8月2日～令和3年8月10日
第4期	令和3年9月1日～令和3年9月10日
第5期	令和3年10月1日～令和3年10月12日

別記様式第1号中「基本料金」の右に「（税込）」を、「利用者負担額」の右に「（税込）」を加える。

別記様式第2号および別記様式第4号中「妊婦・子育て世帯」の右に「・障害者（その介護する者を含む。）」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年10月12日」に改める。

別記様式第7号中「10月」を「5月」に、「11月」を「6月」に、「12月」を「7月」に、「1月」を「8月」に、「2月」を「9月」に改め、「妊婦・子育て世帯」の右に「・障害者（その介護する者を含む。）」を加える。

別記様式第8号中

「母子手帳、淡海子育て応援カードの提示あり（妊婦・子育て世帯の場合）」を

「母子手帳、淡海子育て応援カードの提示あり（妊婦・子育て世帯の場合）」に

障害者手帳の提示あり

（障害者の場合）」に

改め、「（税抜）」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

（令和3年5月1日揭示済み）

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年4月19日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-004
- (2) 工事名 常盤団地A棟長寿命化工事（建築）
- (3) 工事場所 草津市志那中町
- (4) 工事概要 大規模改修工事

規模 PC造 4階建て（24戸）

建築面積 334.28㎡

延床面積 1337.11㎡

内容 給排水管更新、断熱改修、住戸内段差解消、ユニットバス設置、給湯設備設置、手摺り設置、その他附帯工一式

- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日まで

2 予定価格 181,366,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
京都市下京区四条通り高倉西入立売西町82
株式会社地域計画建築研究所
草津市北大堂町590番地
土野池建築設計事務所
なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
- ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
- エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
- (1) 配布期間 令和3年4月19日午前9時から令和3年5月25日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
- (1) 受付期間 令和3年4月19日午前9時から令和3年5月12日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和3年5月14日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。
- 8 入札書等の提出
- (1) 入札書受付期間 令和3年5月26日午前9時から令和3年5月27日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(ア)条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

(イ)最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(ウ)建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

(エ)主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

(オ)主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

(カ)主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

(キ)主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

(ク)見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和3年5月28日
午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立て者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものと

する。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に仮契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年4月19日掲示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基

づき次のとおり公告する。

令和3年4月19日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-005
- (2) 工事名 松原中学校体育館大規模改造工事（建築）
- (3) 工事場所 草津市下笠町
- (4) 工事概要 体育館棟大規模改造工事 延床面積 1,390㎡
1階 体育館アリーナ、ステージ、職員室
2階 ギャラリー、屋根
屋根改修工事 防水改修 一式
内部改修工事 天井、壁、床、建具改修等 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年1月21日まで

2 予定価格

237,844,000円（税抜き）

3 最低制限価格

設定する。（事後公表）

4 入札方法

地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市大路三丁目1番33号

Arimoto Design Works株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面におい

て関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において建築工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができ。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年4月19日午前9時から令和3年5月28日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年4月19日午前9時から令和3年5月12日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年5月14日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年5月31日午前9時から令和3年6月1日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(ア)条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

(イ)最新の経営規模等評価結果通知書総合評価通知書の写し

(ウ)建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

(エ)主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

(オ)主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

(カ)主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

(キ)主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的

<p>な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料。</p>	
<p>(ク)見積内訳書</p>	<p>なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。</p>
<p>(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。</p>	<p>17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p>
<p>9 開札</p>	<p>18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p>
<p>(1) 開札日時 令和3年6月2日 午前10時00分から</p>	<p>19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。</p>
<p>(2) 開札場所 草津市役所契約検査課</p>	<p>20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。</p>
<p>10 落札者の決定方法 予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。 また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。</p>	<p>21 その他必要事項 (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。 (2) 共同企業体での参加は認めない。 (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。 (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。 (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に仮契約書を提出しなければならない。 (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受け</p>
<p>11 積算疑義申立て手続きに関する事項 (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。 (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。</p>	
<p>12 入札の無効</p>	
<p>(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。</p>	
<p>(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。</p>	
<p>(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。</p>	
<p>13 契約条項を閲覧する場所 草津市総務部契約検査課</p>	
<p>14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。</p>	
<p>15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。</p>	
<p>16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。</p>	

た場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307 (直通)

(令和3年4月19日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年4月23日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-006
- (2) 工事名 老上小学校グラウンド改修工事
- (3) 工事場所 草津市野路町
- (4) 工事概要
グラウンド表層土改良 A=6,768㎡
表層排水側溝整備 L=162m
地下排水管整備 L=878m
その他土工、グラウンド施設復旧等付帯工 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年9月30日まで
- 2 予定価格 68,620,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく

更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

京都市北区平野八丁柳町66番地の8
株式会社キクチコンサルタント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和3年度において土木工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付において、土木工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。
- エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇

用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和3年4月23日午前9時から令和3年5月21日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和3年4月23日午前9時から令和3年5月13日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和3年5月17日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和3年5月24日午前9時から令和3年5月25日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和3年5月26日午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明

無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金

免除 ただし、落札者が契約を締

- 結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 共同企業体での参加は認めない。
 - (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 - (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
 - (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
 - (9) 公正な入札が確保できない、または、できな

かったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先
草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年4月23日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年4月28日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町102番地1 宇野 敬造	草津市青地町字堤下72番1 外3筆	1,981.02㎡	R3.4.28	1540

(令和3年4月28日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年4月28日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東近江市猪子町382番地5 グラン ディアス 206号室 土田 伯惟、土田 優	草津市南山田町字山寺867番 15	221.38㎡	R3.4.28	1541

(令和3年4月28日揭示済み)

公 告

令和3年度草津市教育委員候補者の公募につい
て

令和3年度草津市教育委員候補者の公募を次のと
おり行う。

令和3年4月28日

草津市長 橋 川 涉

1 目的

少子高齢化の進行、国際化や情報化の著しい急速

な進展、ライフスタイルの変化や地域コミュニティ
の希薄化など社会情勢の変化に伴い、本市の教育行
政が担う役割も増大してきており、草津市教育振興
基本計画（第3期）の基本理念である「子どもが輝
く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実
現を図るため「子どもの生きる力を育む」「学校の
教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴
史と文化を守り育てる」の4つの基本方向をもと
に、より質の高い、充実した教育を進めるために、
これまでの既成概念にとらわれることなく、豊かで

高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および4人の委員をもって組織する。（法第3条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第4条第2項）
- 委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第4条第4項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第4条第5項）
- 委員のうち保護者選出の委員を含めること。（法第4条第5項）
- 委員の任期は4年とする。（法第5条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、再任用職員との兼職を禁止する。（法第6条）
（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法第180条の5第6項））

3 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1人
- (2) 任 期 ①任命日から令和3年10月11日まで
（前任者の残任期間）および
②令和3年10月12日から令和7年10月11日まで
※教育委員の任期は通常4年間ですが、今回は前任者の辞職に伴う残任期間も含めて募集を行います。
- (3) 応募資格 応募の資格は、法に規定される要件の他、次のすべてに該当する者
 - ア 令和3年4月28日現在において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第11条の2（被選挙権を有しない者）にあたらぬこと。（日本国民で、年齢が満25歳以上であること。）

イ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和3年5月28日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市総合政策部職員課（市役所7階）で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型2号封筒「33×24cm」に120円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の2点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

- ・別紙 応募の動機/教育方針についての考え
（草津市教育振興基本計画（第3期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。
（トップページ/市政情報/政策・計画/市の計画/教育・文化・スポーツ/「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定しました）

- ・議題論文【「子どもの生きる力」を育む教育の在り方について】

1,500字程度（様式自由）で作成してください。

※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（CD等）も添付ください。

4 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

5 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、2週間程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。
- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、2週間程度で発表します。受験者全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

6 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）に基づく報酬等が支給されます。

7 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員会委員候補者となり、「3応募の方法等」の「(2)任期」に記載している任期ごとに市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます（①は6月下旬予定、②は10月上旬予定）。したがって、それぞれ市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、議題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

（令和3年4月28日揭示済み）

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年4月30日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 縦覧の期間 令和3年4月30日から
令和3年5月31日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和3年4月30日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第13号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 期 日 令和3年5月26日（水） 午後3時00分
- 場 所 市役所6階教育委員会室

（令和3年5月1日揭示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第4号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年4月30日

草津市農業委員会

会長 山 本 英 裕

- 期 日 令和3年5月10日（月） 午後1時30分
- 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 付議案件
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）

- 2) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 3) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
- 4) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 草津農業振興地域整備計画の変更（除外）につき、意見を求めることについて
- 6) 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて

(令和3年4月30日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第14号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年5月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1307	株式会社 K'sCorporation	北村 仁	大阪府大阪 市東淀川区 東中島一丁 目17番18号	06-6990- 1524

2 指定有効期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日まで

(令和3年5月1日揭示済み)

